

## 松江市生活援助ケアプラン検証会議実施要綱

### (目的)

第 1 条 松江市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成 29 年条例第 106 号）第 15 条第 18 号の 2 に基づき届出された生活援助の訪問回数が多いケアプランについて、利用者の自立支援にとって、より良いサービスとするため、ケアマネジャーの視点だけでなく、多職種協働による検証を行い、必要に応じてケアプランの是正を促すため、松江市生活援助ケアプラン検証会議（以下「会議」という。）の実施に必要な事項を定める。

### (構成員)

第 2 条 構成員は、概ね 3 人で構成する。

- 2 構成員は、松江市、松江市社会福祉協議会の関係課及び関係機関に所属する医療・介護の専門職をもって構成する。
- 3 必要に応じてオブザーバーを加えることができる。

### (会議)

第 3 条 会議は、松江市健康福祉部介護保険課が主催し招集する。

- 2 会議の進行は事務局が行うものとする。

### (ケアプランの是正等)

第 4 条 会議の結果、ケアプランの是正や当該ケアマネジャーへの指導・助言が必要となった場合は、この内容を当該ケアマネジャー等へ通知する。

### (事務局)

第 5 条 事務局は、松江市健康福祉部介護保険課に置く。

### (その他)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

#### (施行期日)

この要綱は平成 31 年 2 月 1 日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。